

東村山市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 8 月 27 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

東村山市地域福祉センター条例（平成 20 年東村山市条例第 20 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に鑑み、令和 3 年度末を以て満了する現行の指定期間を 1 年間延長するため、本案を提出するものである。

東村山市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

東村山市地域福祉センター条例（平成20年東村山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成29年度を始期とした指定期間に関する特例）

- 3 新型コロナウイルス感染症のまん延の状況その他社会情勢等を勘案し、平成29年度を始期とした指定期間に限り、第24条の規定にかかわらず、指定期間を6年とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東村山市地域福祉センター条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

附 則（平成20年東村山市条例第20号）

1・2 （略）

（平成29年度を始期とした指定期間に関する特例）

3 新型コロナウイルス感染症のまん延の状況その他社会情勢等を勘案し、平成29年度を始期とした指定期間に限り、第24条の規定にかかわらず、指定期間を6年とする。

旧 条 例

附 則（平成20年東村山市条例第20号）

1・2 （略）